

徳島県防災啓発推進パートナー制度実施要領

（目的）

第1条 この要領は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、防災啓発の取組を充実強化していくため、県との共催により、多彩な防災活動に取り組む徳島県防災啓発推進パートナー（以下「パートナー」という。）制度の実施に関し必要な事項を定める。

（対象者）

第2条 パートナーの対象者は、NPO、ボランティア団体、地域（自主防災組織）、学生・シニアサークル、企業など、県との共催により防災活動に取り組んでいただける個人又は団体等で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団若しくは暴力団員に該当すると認められる者
- (2) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者
- (3) その他パートナーとして登録することが適当と認められない者

（対象となる活動）

第3条 パートナーの活動は、防災啓発・教育の推進に資するものとして、幅広く対象とする。

（登録）

第4条 徳島県防災人材育成センター所長に、「徳島県防災啓発推進パートナー」登録申請書（別紙様式）を提出するものとする。

2 県は、申請書の提出があった場合には、書類審査等を行った上で、パートナーに登録する。

3 登録期間は、登録日から当該年度の末日までとする。

なお、県及びパートナーのいずれからも異議の申し出がない場合は、これを更新することができる。

4 パートナーは、申請書の内容に変更があった場合は、県へ報告するものとする。

（共催の申請）

第5条 パートナーは、この要領に基づき、県との共催による防災活動を行う時は、事前に徳島県防災人材育成センター所長に企画書等を提出し、承認を得なければならない。

（県の支援等）

第6条 県は、活動毎にパートナーと協議を行い、可能な範囲で次の支援を提供する。

- (1) 防災に関する情報提供
- (2) 研修等によるスキルアップ機会の提供
- (3) 団体間のマッチングやコラボレートの支援
- (4) 県立防災センター及び県内防災館（東部・西部・南部）の利用及び資器材等の貸出・提供
- (5) マスコミへの資料提供、県広報媒体（SNS・ホームページ）による情報発信

(登録の解除)

第7条 県は、パートナーが、第2条の各号に該当することが判明した場合は、登録を解除することができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年7月27日から施行する。